

都産技研ご利用のお客さまへ

都産技研では、外為法に定められる安全保障輸出管理に対応するため、機器利用事業において、ご利用のお客さまへの確認をさせていただくこととなりました。

ご利用のお客さまにはお手間をおかけすることとなり、大変恐縮ではございますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 対象事業

機器利用

2. 確認する内容

機器利用申込書および承諾書内で、お客様が
「特定類型に該当するか」
を確認させていただきます。

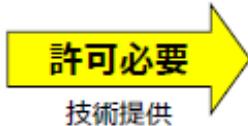


本件に関する問い合わせ先
技術振興室 相談支援係
(03-5530-2140)

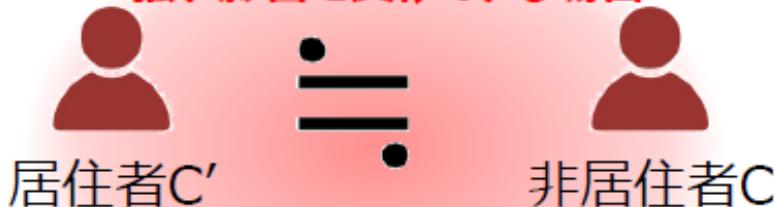
特定類型該当者とは

「特定類型該当者」といいます

許可申請義務



居住者C'が非居住者Cの
強い影響を受けている場合



- ①外国政府等や外国法人等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国政府等や外国法人等の指揮命令に服する又はそれらに善管注意義務を負う者 への提供
- ②経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者 への提供
- ③国内において外国政府等の指示の下で行動する者 への提供

特定類型該当性について

別紙様式

参考資料：特定類型

※ 本資料は、誓約書への署名を求める際に、特定類型に関する説明が必要な際の参考資料としてお使い下さい。

「特定類型」とは、以下の①から③のような類型をいいます。

- ① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）
 - (イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合
 - (ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合
- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者
- ③ 本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者